

琴浦町教育委員会会議録

日時 平成27年3月26日(木) 午後1時30分～午後3時45分
場所 琴浦町生涯学習センター 第1会議室
出席委員 石前富久美委員長、高塚良平委員、前畑一子委員、田中宣彦委員
小林克美教育長
欠席委員 なし
その他出席者 岩船教育総務課長、戸田社会教育課長、財賀人権・同和教育課係長
西本学校給食センター所長、山本指導主事、井谷指導主事
高力教育総務課課長補佐

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について 高塚委員・前畑委員
日程第2 教育長報告
日程第3 報告事項
(1) 各課報告
日程第4 議案第10号 区域外・校区外就学の承認について
日程第5 議案第11号 平成27年度特別支援学級入級について
日程第6 議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
日程第7 議案第13号 琴浦町臨時的任用教職員の雇用について
日程第8 議案第14号 琴浦町教育相談員の任命について
日程第9 議案第15号 琴浦町各地区公民館主事の任命について
日程第10 議案第16号 琴浦町人権教育推進員の任命について
日程第11 議案第17号 琴浦町社会教育委員の委嘱について
日程第12 議案第18号 琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第13 議案第19号 平成27年度琴浦町人権教育推進員の任命について
日程第14 議案第20号 平成27年度琴浦町生活相談員の任命について
日程第15 議案第21号 平成27年度文化センター館長の任命について
日程第16 議案第22号 平成27年度小学校・中学校の校医等の委嘱について
日程第17 議案第23号 平成27年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
日程第18 議案第24号 琴浦町人権教育推進員の設置及び含むに関する規則の一部改正について
日程第19 議案第25号 琴浦町生活相談員の設置及び含むに関する規則の一部改正について
日程第20 議案第26号 琴浦町職員の異動について
日程第21 協議事項
日程第22 その他
日程第23 次回委員会議開催日時
日程第24 閉会

第27年度 第4回定例会の会議概要記録

委員長

第4回定例会を開会します。

日程第1 議事録署名委員氏名

委員長

議事録署名委員を高塚委員と前畑委員にお願いします。

日程第2 教育長報告

委員長

日程第2、教育長報告をお願いします。

教育長

【教育長報告】

- ・卒業式について
- ・教職員の服務規律について
- ・3月定例議会について

1 行事報告等

- ① 3月 5日(木) 校長会
- ② 3月 9日(月)～20日(金) 3月定例議会
- ③ 3月10日(火) 中学校卒業式
- ④ 3月11日(水) 臨時教育委員会・校長内示
- ⑤ 3月17日(火) 公民館長会
- ⑥ 3月19日(木) 小学校卒業式
- ⑦ 3月24日(火) 小・中 修了式/寿大学閉講式

2 今後の日程

- ① 4月 1日(水) 辞令交付式 教育委員会事務局歓送迎会
- ② 4月 2日(木) 教職員宣誓式(13:30～) 教職員歓送迎会(18:30～)
- ③ 4月 8日(水) 始業式
- ④ 4月 9日(木) 小学校入学式(午前) 中学校入学式(午後)
- ⑤ 4月21日(火) 全国学力学習状況調査
- ⑥ 4月16日(木)～17日(金) 小学校 修学旅行
- ⑦ 4月22日(水)～24日(金) 中学校 修学旅行

委員長

何かお聞きになりたいことはありますか。(質問なし)

日程第3 報告事項

委員長

日程第3、各課からの報告を教育総務課から順にお願いします。

教育総務課長

- ・3月定例議会の概要について
- ・琴浦町通学路安全プログラムについて(資料により説明)

委員長

ご質問はよろしいですか。(質問なし)

次に社会教育課の報告をお願いします。

社会教育課長

- ・平成26年度琴浦町体育協会表彰式について(資料により報告)

委員長

ご質問はよろしいですか。(質問なし)

次に人権・同和教育課の報告をお願いします。

人権・同和教育課係長

- ・あらゆる差別をなくする審議会について報告

委員長 審議会では多くの意見が出ました。やはり、計画の見直しの時期に来ていると感じました。皆さんからご意見、ご質問はよろしいですか。(意見質問なし)
給食センターからの報告はありますか。

学校給食センター長 ・給食センターの栄養教諭の異動について報告

委員長 それでは各課の報告は以上で終わります。

日程第4 議案第10号

委員長 議案の審議に入ります。議案第10号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第10号、区域外・校区外就学の承認について学校教育法施行令8条及び9条第2項の規程により、申請並びに協議がありましたので本委員会の承認を求めます。個々の説明は担当者が行います。

教育総務課課長補佐 (資料により説明)

委員長 区域外就学で他町からの協議についてはすでに同意されているのですね。

教育総務課長 区域外就学については、既に区域外就学を行っているうえで保護者の申し出であり、その後他町からの協議になりますので、教育長に委任された事務として、他町からの協議に対して既に承認したことを事後ではありますが報告させていただいているということです。

委員長 質問はありますか。承認してよろしいか。(全員賛意)
議案第10号は承認されました。

日程第5 議案第11号

委員長 次に議案第11号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第11号、平成27年度特別支援学級入級について、琴浦町障害児就学指導委員会運営規則第2条の規程により具申があったので、入級について本委員会の承認を求めます。詳細についての説明は担当の指導主事が行います。

指導主事 ・対象児童生徒の増減、新設学級等について資料により説明

教育総務課長 新設学級については、現在、施設整備等を新年度に向け進めているところです。

委員長 質問はありますか。議案第11号について承認してよろしいか。(全員賛意)
議案第11号は承認されました。

日程第6 議案第12号

委員長 次に議案第12号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求めます。(要点について資料により説明)

委員長 質問はありますか。議案第12号を議決してよろしいか。(全員賛意)
議案第12号は議決しました。

日程第7 議案第13号

委員長 次に議案第13号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第13号、琴浦町臨時的任用教職員の雇用について、教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号の規定により、本委員会の意見を求めます。説明は担当の指導主事が行います。

指導主事 (平成27年度の町講師の配置について資料により説明)

委員長 質問はありますか。承認してよろしいか。(全員賛意)

議案第13号は承認されました。

日程第8 議案第14号

委員長 次に議案第14号の説明をお願いします。

議案第14号、琴浦町教育相談員の任命について、琴浦町教育相談員の設置及び服務に関する規則第2条の規定により、本委員会の同意を求めます。説明は担当の指導主事が行います。

指導主事 今年度と同じ2名の方を引き続き教育相談員として平成27年度も任命させていただきたいということです。(資料により説明)

委員長 質問はありますか。

議案第14号について同意してよろしいか。(全員賛意)

議案第14号は同意されました。

日程第9 議案第15号

委員長 次に議案第15号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第15号、琴浦町各地区公民館主事を任命することについて、社会教育法第27条、第28条及び琴浦町公民館条例第4条の規程により、本委員会の同意を求めるものです。安田地区公民館の主事が辞められたということで、公募を行い佐崎在住の財賀千恵さんをお願いすることになりました。町内の学校で外国語活動支援員などの活動をしておられた方です。その他の方は再任ということです。

委員長 質問はありますか。同意してよろしいか。(全員賛意)

議案第15号は同意されました。

日程第10 議案第16号

委員長 次に議案第16号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第16号、琴浦町各地区公民館運営協議会委員を委嘱することについて、社会教育法第30条第1項並びに琴浦町公民館条例第6号第2項の規程により、本委員会の同意を求めます。別紙に各地区公民館の運営協議会委員の推薦名簿を添付させていただいています。任期中途で変わられた方の委嘱について同意を求めるものです。

委員長 何か質問はありますか。議案第18号を同意してよろしいか。(全員賛意)

議案第16号は同意されました。

日程第11 議案第17号

委員長 次に議案第17号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第17号、琴浦町社会教育委員を委嘱することについて、社会教育法第15条第2項並びに社会教育委員に関する条例第2条第2項の規程により、本委員会の同意を求めます。委嘱したい8名の方の名を一覧表に挙げています。
(資料によりそれぞれ説明)

委員長 何か質問はありますか。議案第17号を同意してよろしいか。(全員賛意)
議案第17号は同意されました。

日程第12 議案第18号

委員長 次に議案第18号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第18号、琴浦町スポーツ推進委員を委嘱することについて、スポーツ基本法第32条第2項並びに琴浦町スポーツ推進委員に関する規則第3条及び第4条の規則により、本委員会の同意を求めます。委嘱したい27名の方を一覧表に上げています。7名の方が新任となります。健康対策、健康づくりに力を入れたいと考えています。(それぞれ資料により説明)

委員長 何か質問はありますか。議案第18号を同意してよろしいか。(全員賛意)
議案第18号は同意されました。

日程第13 議案第19号

委員長 次に議案第19号の説明をお願いします。

人権・同和教育課係長 議案第19号、琴浦町人権教育推進員を任命したいので、琴浦町人権教育推進員の設置及び服務に関する規則第3条の規定により、本委員会の同意を求めるものです。2月に2名の公募を行いました。その中で1名の応募がありました。現在、人権教育推進員をしていただいている中江さんに引き続き推進員をお願いするものです。

委員長 2名予定しておられたのが、1名の方を採用ということですが、あと1名はどう考えておられますか。

教育長 再公募を考えています。

委員長 今年は1名でしたが、あくまで2名体制で行くということですか。

教育長 今年も2名体制を考えていたのですが、他に応募が無く1名体制になってしまいました。

委員長 中途でも人材があれば2名体制で行くということですね。

教育長 そういことです。

委員長 議案第19号について質問はありますか。議案第19号を同意してよろしいか。(全員賛意)
議案第19号は同意されました。

日程第14 議案第20号

委員長 次に議案第20号の説明をお願いします。

人権・同和教育課係長 議案第20号、琴浦町生活相談員を任命したいので、琴浦町生活相談員の設置及び服務に関する規則第3条の規定により、本委員会の同意を求めるものです。相談員は2名体制です。それぞれの地区に推薦をいただきましたので、資料に

ありますとおり、引き続き2名の方をお願いしたいと思います。

委員長 相談員の勤務の内容等について教育委員会で説明を受けることはできますか。

教育長 勤務日誌等で相談員から相談内容等の報告を受けていますので必要があれば見ていただくことも可能です。

委員長 議案第20号について質問はありますか。議案第20号を同意してよろしいか。(全員賛意)
議案第20号は同意されました。

日程第15 議案第21号

委員長 次に議案第21号の説明をお願いします。

人権・同和教育課係長 議案第21号、平成27年度琴浦町文化センター館長を任命したいので、本委員会の同意を求めるものです。今年度に引き続き同じ2名の方をお願いしたいと考えています。

委員長 議案第21号について質問はありますか。同意してよろしいか。(全員賛意)
議案第21号は同意されました。

日程第16 議案第22号

委員長 次に議案第22号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第22号、平成27年度小学校・中学校の校医の委嘱について、学校保健安全法第16条の規定に基づき、学校医等を委嘱することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定により本委員会の議決を求めるものです。当該年度から変更はありません。引き続きお願いしたいと思っております。

委員長 議案第22号について質問はありますか。議案第22号を議決してよろしいか。(全員賛意)
議案第22号は議決されました。

日程第17 議案第23号

委員長 日程第17の議案第23号については日程第20の議案第26号の次に説明をお願いします。

日程第18 議案第24号

委員長 それでは次に、日程第18、議案第24号の説明をお願いします。

人権・同和教育課係長 琴浦町人権教育推進員の設置及び服務に関する規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、本委員会の議決を求めるものです。次の議案第25号と内容は同じものです。今年度までは費用弁償を活動報償金として支払っていましたが、これを費用弁償に改めるものです。費用の内容としては学校や地域に出かける際に個人の車を使用される費用弁償が主な内容となります。

委員長 費用は月額定額となっていますが私用車を使っても使わなくても一律という

ことですか。

教育総務課長
委員長
教育総務課長

年間の使用頻度の平均を考慮して設定した金額となっています。
議案第24号について質問はありますか。議案第24号を議決してよろしいか。(全員賛意)
議案第24号は議決されました。

日程第19 議案第25号

委員長
人権・同和教育課係長

次に議案第25号の説明をお願いします。
議案第25号、琴浦町生活相談員の設置及びサービスに関する規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、本委員会の議決を求めるものです。議案第24号と同じく活動報償金を費用弁償に改めることと、生活相談員については勤務時間を定めていませんでしたが、週30時間程度と、人権教育推進員と文化センター館長と同じようにさせていただくものです。

委員長

議案第25号について質問はありますか。議案第25号を議決してよろしいか。(全員賛意)
議案第24号は議決されました。

日程第20 議案第26号

委員長
教育長

それでは次に日程第20、議案第26号の説明をお願いします。
琴浦町職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号の規定により、本委員会の承認を求めるものです。(資料により説明)

委員長

質問はありますか。議案第26号を承認してよろしいか。(全員賛意)
議案第26号は承認されました。

日程第17 議案第23号

委員長
教育総務課長

それでは次に日程第17、議案第23号の説明をお願いします。
平成27年度要保護・準要保護児童生徒の認定について担当者から説明させます。(資料により学校ごとに説明)

教育委員
委員長

(学校ごとに審査判定)
認定基準に満たない2件を除き、その他の申請については認定してよろしいか。(全員賛意)
議案第23号は2件を除き認定されました。

委員長

以上で議案はすべて終了しました。

日程第21 協議事項

委員長
教育総務課長

それでは協議事項に移ります。協議事項はありますか。
本日は特に協議いただく案件はございません。

日程第 2 2 その他

委員長

それではその他についてお願いします。

教育総務課長

連絡事項ですが、議案第 2 3 号の平成 2 7 年度要保護・準要保護児童生徒の認定については資料の中に個人情報が含まれていますので会議終了後に回収させていただきます。

委員長

他に無ければ以上で本日の議事は終わります。

日程第 2 3

委員長

次回委員会の開催日時について 4 月 2 7 日（月） 1 3 時 3 0 分から開催します。

委員長

日程第 2 4

本日の委員会は以上で閉会とします。

午後 3 時 4 5 分 閉会